

神戸市従業員労働組合衛生支部との交渉議事録

1. 日 時：令和8年6月19日（金） 18:30 ～ 19:10

2. 場 所：1号館21階健康局大会議室

3. 出席者：

（市）健康局政策課長、係長、他1名

（組合）市従衛生支部副支部長、書記長、他3名

4. 議 題：現業・公企統一闘争要求について

5. 発言内容：

（組合）

それでは、趣旨説明を読み上げさせていただきます。

（組合）

1. 市民の安心・安全の公共サービスを提供できる体制を確立するため、直営を堅持し、業務実態に応じた必要な人員を確保すること。

人の移動が活発化したグローバル社会において、感染症は容易に国境を越え、世界規模で拡大する時代となっている。HIV、マラリア、結核といった従来からの感染症に加え、SARS、新型インフルエンザ、新型コロナウイルスなどの新興感染症は、気候変動や自然災害、人流の増加と相まって深刻な脅威となっている。新型コロナウイルス感染症は、人類に多くの教訓を残した。変異株、クラスター、ロックダウン、パンデミックなど、これまで一般的ではなかった言葉が日常的に使われるようになり、未知の感染症に対する備えの重要性が改めて浮き彫りとなった。今後出現する可能性のある新たな感染症に備えるためにも、防疫体制および医療体制のさらなる充実が求められている。

こうした中、公衆衛生業務と医療業務を担う我が支部では、令和7年度より感染症対策業務の強化を含め、保健課運転手、予防衛生業務員、防疫手の3職種を統合することとなった。感染症対策業務は非常に幅広く、自然災害、とりわけ水害発生時には汚水流出や害虫発生によって、チフス、コレラ、赤痢などの感染リスクが高まる。また、蚊が媒介するデング熱やジカ熱、さらには近年問題視されているマダニ媒介感染症であるSFTS（重症熱性血小板減少症候群）や日本紅斑熱などへの対応も重要である。現在、両衛生監視事務所では都市公園におけるマダニ生息調査も実施している。さらに、近年頻発する異常気象による災害においても、公衆衛生分野の役割は極めて重要である。コロナ禍では、当時の保健課運転手（現防疫手）が時間外や休日を問わず患者搬送や検体回収など、また西区・北区の運転手も時間外や休日を問わず保健師の送迎など初動対応に従事し、衛生監視事務所では消毒作業や保健課支援業務に取り組んだ。その必要性は極めて明確であり、行財政局庁舎課自動車係からの兼務発令による応援体制や運転手の増員を経て、全庁を挙げた「オール神戸」の体制で感染症対応にあたってきた。来たるべき有事に備え、さらなる危機管理対応の強化が必要である。

また、斎場業務においてもコロナ禍では重要な行政責任を担った。鶴越斎場では、コロナによる死亡者の火葬を、多い月には1か月139件、1日最大14件対応した。コロナによる死亡者は24時間以内に火葬されることが多く、当日予約への対応が必要であった。他都市では受け入れを断られた遺体も神戸市が受け入れ、全休日を開場して対応した。通常枠が埋まった場合には時間外枠を設けるなど柔軟に対応し、全国的に問題となった「火葬待ち」を神戸市では発生させなかった。これは現場職員の献身的努力によるものであり、安全かつ迅速な対応を実現できたことは大きな成果である。

一方で、我が国は今後も大規模災害への備えを強く求められている。今年4月には北海道十勝地方でM6.2の地震が発生し、北海道から三陸沖にかけて地震活動が活発化した。今後、南海トラフ地震は30年以内の発生確率が80%程度とされており、津波被害も含め甚大な被害が想定されている。市民の生命と財産を守る行政として、防災・減災対策に万全を期す必要がある。

実際に、能登半島地震では当時の保健課運転手(現防疫手)、衛生監視事務所の防疫手が保健師活動支援のため被災地へ派遣され、避難所巡回のみならず、パソコン入力などの後方支援業務にも柔軟に対応した。阪神・淡路大震災においても、衛生監視事務所では避難所の消毒、仮設住宅の害虫駆除、啓発活動など多岐にわたる業務に従事し、現業職種の高い機動力を発揮した。

斎場においても、阪神・淡路大震災当時、鶴越斎場では1日120件もの火葬対応を行い、甲南斎場でも昼夜を問わず業務が続いた。職員が職場で寝泊まりしながら業務を遂行した経験は、まさに直営職員だからこそ可能であった対応であり、その経験継承は極めて重要である。今後、高齢化の進行に伴い、2040年には神戸市の火葬件数は年間18,000件に達すると予測されている。また、神戸市内で1人暮らしの高齢者は2020年時点でおおよそ10万人、20年前の1.9倍となっており、死亡後の引き取り手のない遺骨も増加傾向にある。こうした中、2024年6月には「エンディングプラン・サポート事業」が開始され、「家族の有無や経済状況にかかわらず、葬られる機会を保障する」という行政の責任がより重要となっている。

一昨年改定された国土強靱化基本計画においては、広域火葬計画を具体的かつ実効性あるものとするのが求められている。しかし、他都市では斎場の民間委託によって「火葬待ち」が常態化し、5日から10日待ちという深刻な問題が発生している。神戸市では直営職員の努力によって火葬待ちは発生していないが、民間委託された西神斎場では遺骨管理上の問題や、市民対応の低下も見受けられる。実際に、他都市では遺骨を誤って紛失し訴訟問題に発展した事例もある。西神斎場や有馬斎場でも、市保管遺骨に喉仏が含まれていなかった事例や、受け入れ可能枠があるにもかかわらず断られたケースがあった。このような状況は、市民サービスの低下につながるものであり、安易な民間委託は見直すべきである。

市民の生命と財産を守ることは自治体の責務であり、災害時・感染症発生時に即応で

きる直営体制の存在意義は極めて大きい。効率化のみを目的とした人員削減ではなく、平時から危機意識を持ち、緊急時の初動対応体制を維持・強化していく必要がある。以上のことから、公衆衛生業務の重要性を改めて認識するとともに、危機管理体制のさらなる充実に向けた必要な人員配置と直営体制の堅持を強く求める。

２．勤務労働条件に関する事項については、事前に協議し、労使確認事項は遵守すること。

政策の企画・立案は当局の専権事項であるものの、勤務労働条件に関する事項については事前協議の対象であることを改めて認識し、当該課に対してその趣旨の徹底を図ること。

現在、鶴越斎場については再整備が進められており、甲南斎場についても老朽化が進行していることから、今後、建て替え等の議論が行われることが想定される。その際には、計画段階から現場の意見を十分に聴取し、丁寧に協議を行うこと。

また、各職場において勤務労働条件に変動が生じる場合については、事前に局支部と十分な時間をかけて協議することを求める。あわせて、組合員が定年まで安心して働き続けられる職場環境を確保するため、心身の健康に十分配慮するとともに、設備更新についても積極的に進めていただきたい。

３．定年退職等による欠員については、新規採用で完全補充し、定年引き上げに伴い、新規採用の抑制につながらないように、職員定数を確保すること。

長年にわたり訴えてきた労務職の新規採用について、ようやく再開の方向性が示されたことは大変重要である。現在、公的役割の強い職種に限り採用を再開する方針が示されている。

しかしながら、公衆衛生分野においては 17 年間にわたり新規採用が行われておらず、現場では職員の創意工夫により、市民サービスの低下を防いできたのが実情である。一方で、職員の高齢化と年齢構成の空洞化が深刻化しており、年齢構成の平準化は喫緊の課題となっている。この課題が改善されなければ、これまで進められてきた行財政改革による人員削減や民営化の流れの中で、直営体制そのものが危ぶまれる状況にある。

昨年度実施された 3 職種の統合については、感染症対策の強化を目的としたものであり、従来、職種ごとに対応していた業務を集約することで、即応性や機動性を十分に発揮できる体制が確立された。感染症対策は、市民の生命と健康に直結する極めて重要な行政課題であり、行政の果たす役割は非常に大きい。特に初動対応の遅れは、感染拡大や二次被害へ直結することから、迅速かつ的確な対応体制の確保が不可欠である。さらに、近年は全国各地で大規模自然災害が頻発しており、防疫業務の重要性は一層高まっている。これまで培ってきた防疫・衛生分野のノウハウは、市民の安全・安心を守るうえで欠かすことのできない貴重な財産であり、今後も継承・活用していく必要がある。

そのためにも、防疫体制を維持・強化していく観点から、防疫手における新規採用を強く要請する。

また、定年の段階的引き上げ期間中においては、2年に一度、定年退職者が発生しない年度が生じることとなる。しかし、現業職場の活性化と将来にわたる安定した公共サービス提供体制を確保するためには、退職者数の有無に左右されることなく、計画的かつ継続的に新規採用を実施していくことが必要である。よって、定年退職者がいない年度においても、将来を見据えた計画的な新規採用を行うよう要請する。

4. 班長制度拡充に向けて、現場実態に応じた制度に改正すること。

昨年度より、感染症対策を強化した体制を構築するため、動物管理センター、保健課運転手、防疫手の3職種が「防疫手」として統合された。事業所については、動物管理センター、東部衛生監視事務所、西部衛生監視事務所の3事業所体制となっている。これまで、運転手および防疫手には班長制度が導入されていなかったが、今回の統合に伴い、それぞれの事業所に班長を配置することで、班長制度の拡充に向けた取り組みが前進したことは一定評価できるものである。

一方で、防疫手として統合された現在、各事業所間の連携強化や業務調整、情報共有の重要性はこれまで以上に高まっている。感染症対応や災害時対応など、迅速かつ機動的な対応が求められる中、3事業所全体の業務を円滑に運営し、統一的な指揮・調整を行う体制の確立が必要不可欠である。そのため、各事業所の班長を取りまとめ、防疫手3事業所全体の業務運営や連携調整を担う総括班長の新設を強く求める。

5. すべての職種において、完全週休二日を実施できるよう必要な措置をとること。

公衆衛生の中で斎場だけが完全週休二日の実施に至っていない。現場は完全週休二日にむけ努力はしているがマンパワー不足により至っていない状況である。一刻も早く職員を確保していただき、体制が整った上で順次完全週休二日を取れる仕組みを構築していきたいと考えている。今後とも支部として、ワークライフバランスの観点から健康で退職するまで働き続けられ、家族との時間を大切にする事が最も重要であると考えている。

6. 職員が安全で安心して働けるように災害防止に向けた安全衛生管理体制の強化を図ること。

現業職場では依然として、労働災害が多発している現状にある。災害が発生してから再発防止を協議することも大事だが、事後対策よりも災害を未然にふせぐ、事前対策が重要であるとする。耐用年数を経過した施設等では本来の安全管理体制ではカバーしきれない労働災害が発生するリスクが非常に大きいことを踏まえて以下のことを要求する。

1. 鴨越斎場のダンパーの故障箇所が増えていて、火葬時間が遅れる、炉が冷めない、熱い台で骨揚げ時間を迎えるなど日々の火葬業務に支障をきたしている。煙が多く出れば市民からの苦情にもつながるため、昨年度から変わったメンテナンス業者へのスピードある対応を求める。現在使用している火葬用バーナーが数年前から製造中止になっており、修理して使っていたが部品もなく限界である。新しいバーナーへの更新をお願いしたい。また火葬業務に必要な消耗品（キャスターブロックやロストル等）が不足した場合は速やかに購入すること。

2. 斎場では以前から再三にわたり民間葬儀業者に通達してきたが、ペースメーカー不明のまま申告してきたり、未申請での誤爆が後を絶えない。過去には爆発したペースメーカーが覗き窓から飛び出して職員に当たっている。幸い大事に至らなかったが、当たりどころが目であれば失明する大怪我に繋がる。引き続き事故のない様に所属から業者に対し指導の徹底を図ること。

3. 鴨越斎場の建て替えは2034年に変更になり4年延びた。棺を落とすなど大事故が起これば、遺族とのトラブルに繋がるため、古くなっているストレッチャーの脚の交換、水台、30年以上使い続けている残骨掃除用の掃除機の買い換えを行うこと。

4. 鴨越斎場の動力操作盤に雨漏りがあり空調機電源のブレーカーが落ちた。隣の燃料ポンプのブレーカーが落ちれば火葬が出来なくなる。また大雨の時に燃料ポンプが水没すると燃料が回らず火葬が不可能となる（昔消防に来てもらった事例もある）。排水ポンプが1つ壊れているため買い替える事と合わせて雨漏り対策を早急に実施すること。

5. 甲南斎場ロビーのソファと鴨越斎場職員待機室のベンチシートが破れており買い替えを行うこと。暗く作業しにくい台車置き場など、順次LED照明に替えるよう労働環境を改善すること。

6. 甲南斎場において、排風機を乗せる架台との間にクッションをかませ振動による騒音の軽減を図っていたが、劣化し機能を果たさなくなった。また架台も錆で穴が空き落下の恐れがあるため、架台を早急に更新すること。鴨越斎場の屋上B、E、Fブロックの排風機を乗せてある鉄板が錆びていて、ベルトや煙突の網の交換など作業する時に危険な状態であるため補修など対策をすること。

7. 甲南斎場で霊柩車の入場時に使うモニターが時々映らなくなるため買い替えを行うこと。甲南斎場は築50年以上経過していて、施設の老朽化が著しい。その都度、修理修繕はするものの、対応が全て追いついていない状況である。必要な予算措置を行うと共に、早急に対応すること。

7. あらゆる感染症の防止対策に従事する職場に対し、人員、機材等が必要になった場合は速やかに柔軟な対応を行うこと。

感染症に関わる職種の多い我が支部職員はこの間、自身が罹患するかもしれないと

いう不安や職員が感染を広げてはいけないと常に意職し生活しており、気持ちが休まらない中で市民のため懸命に業務にあたってきた。しかし、業務を円滑に進めるためには以下のことが必要であり、早急な対応を求める。

1. 感染症予防対策の観点から、今後も新たな感染症が発生した時に備え、3 職種統合の防疫手をはじめ引き続き十分な対応ができる体制を構築してもらいたい。

2. 新型コロナウイルス感染症は5 類へ移行されたが、鶴越斎場の火葬受け入れ状況について 2025 年1 月の実績が1 日平均 50 件を超えた。地震以来となるほどの件数である。近隣都市が10 日や2 週間待ちとなっていた状況もあり、他都市分の件数が神戸市へ流れてきた事も影響している。広域火葬が議論される中、神戸市でも他都市分の火葬を行わなければならないことは理解しているが、今後考えられる災害・感染症に対しても何らかの対策をしなければ、神戸市民へのサービスが低下することになる。火葬件数増加を想定した対策を検討いただきたい。

8. 以上の要求に対する回答については、誠意を持って回答するとともに合意事項については文書協約を交わすこと。

労使の信頼関係を保つためにも、要求に対する回答は誠意を持って回答し、必ず文書で回答するとともに合意事項については協約書を締結すること。

趣旨説明については、以上になります。続いて、各執行委員から発言させていただきます。

(組合)

4 月から斎場へ異動になって、まだ2 ヶ月程なので全くといっていいくらい斎場のことは分かっていませんが、今、感じていることを少し発言させていただきます。

35 年間、同じ斎園管理課の墓園に所属していたので少しは作業内容を知っているつもりでいましたが、知っているのは上辺だけで、こんなに利用者のことを思って作業の段取りを考え、動いていたのかと痛感しています。

6 年前に母親を亡くして鶴越斎場にお世話になった時、当たり前のように思っていたことは、斎場で働いていた人達の思いやりと努力で成り立っていた事に気付かされている次第です。自分達の努力でやれる範囲の事はやっているように思いますし、おそらく今回の職場環境改善の要求内容は専門知識を必要とすることなので、職員では対応が出来ない内容だと思います。

財政難なのはよく分かりますが、火葬という作業は失敗が許されない事であり、施設の不備で利用者さんに迷惑をかけられないので対応をお願いします。

また設備の不良があっても知識や経験のある先輩方は対応出来るかも知れませんが、自分のような経験の浅い人は対応出来ません。何か不備があったらどうしようと不安

な気持ちで作業はしたくないので、安心・集中して作業が出来るよう対応して下さい。

(組合)

甲南斎場では以前から駐車場不足が課題となっており、市民からも再三にわたり改善を求める声が寄せられている状況です。現場においては、周辺土地の取得による駐車場の拡張を要望していますが、用地確保には多くの課題があり、実現は容易ではないと聞いています。そのため、敷地内での有効活用として、植栽の一部撤去などにより、少しでも駐車スペースを確保できないか検討願います。

身障者用トイレについては、現在、身障者用トイレまでの動線が長く、高齢者や車椅子の利用者にとって不便な状況となっているため、身障者用トイレの移設をお願いします。移設に関して、現場の意見として2案考えています。

1つ目は、事務所を2階へ移転する案で、現在、事務所の2階部分は使用されていないため、事務所を2階へ移設し、空いた1階の事務所スペースを身障者用トイレとして改築する案です。工事規模は大きくなりますが、利用者の利便性向上につながるものと考えます。

2つ目は、1階内でレイアウトを変更する案で、現在の事務所スペースに身障者用トイレおよび女子トイレを設置し、事務所についてはその後方にある部屋へ移設する案です。比較的動線を短縮でき、利用者の利便性向上が期待できると考えます。

利用者がより安全かつ快適に施設を利用できる環境整備のため、ぜひ検討してください。

(組合)

昨年度要望しました事項、特に安全衛生管理体制につきましては、政策課の皆様に修理や買い替え等、できる限りご対応いただき、誠にありがとうございました。今年度も引き続きよろしくお願いします。

鴨越斎場のDBO方式による再整備事業が今年度から再開される予定となっています。また、西神斎場においては、政策会議での議論を経て神戸市の方針として決定された事項ではあったものの、当初予定より2年間前倒しで民間委託へ移行することとなりました。今後、再整備や運営体制の見直し等において、当初の計画やスケジュールに変更が生じる場合には、その都度現場へ十分な説明・報告を行うとともに、現場の意見を踏まえた協議の場を設けていただくようお願いします。

管理運営事項にはなりますが、新規採用の拡充は市従として最優先で取り組むべき重要課題です。局・支部において防疫手の業務量および業務内容を精査・協議し、必要人員を確保するため、新規採用を再開するよう要求します。

甲南斎場につきましては、限られた敷地ですが、市民にとって利用しやすく、職員にとって働きやすい斎場となるよう、ご検討よろしくお願いします。

(組合)

こちらからは以上です。各執行委員からの補足事項を含め、現時点で回答できることがあればお願いします。

(市)

日頃から皆さまには、公衆衛生の第一線で市民サービスの向上のためにご精励いただいておりますことに、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

ただいま、現業・公企統一闘争要求書をいただき、ご説明をお受けしました。

皆様もご承知のとおり、地方自治体を取り巻く情勢は非常に厳しいものがあり、とりわけ私ども地方公務員の給与等の勤務労働条件につきましては、引き続き各方面から強い関心を集めているところでございます。

また、本市の財政状況につきましては、国際環境の不確実性等に起因する長引く物価高騰や急速な円安への対策などにより、市民の暮らしや事業者の経営環境に対する支援をはじめ、公共事業の事業費の増加など、追加の財政需要が発生しており、一層厳しくなることが見込まれております。

このような状況の中でも、持続可能な大都市経営を実現していくため、外的要因に左右されない強い財政基盤の確立が重要であり、物価高騰の見直しなど社会経済情勢が極めて不透明な中、今後の財政運営に当たっては引き続き、危機感を持って臨む必要があります。

また、職員の健康確保の観点からも、経常的・構造的な時間外勤務の解消、週休日及び休日の振替の取得の徹底など、時間外勤務の縮減について、これまで以上に力をいれて取り組んでいく必要があります。

いずれにいたしましても、本日いただいたご要求、ご意見につきましては、ただいまお受けしたところでございますので、十分に検討させていただきます。なお、管理運営事項についてはお答えできませんが、勤務労働条件に関する事項については、お時間をいただいて、後日、改めて回答させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、要求書6番の「職員が安全で安心して働けるような安全衛生管理体制の強化」につきましては、所管課へ共有したうえで、実態を把握・検討し、対応できるものから対応していきたいと考えております。

最後になりますが、各執行委員から、安全衛生管理体制・職場環境改善の要望、甲南斎場の駐車場不足・身体障害者用のトイレについての要望及び、斎場の再整備について、当初の計画やスケジュールに変更が生じる場合は、その都度現場へ十分な説明・報告を行うとともに、現場の意見を踏まえた協議の場を設けるよう、それぞれ要望をいただきました。こちらにつきましても、ただいま要望を受けたばかりではございますが、まずは現状の確認に努めてまいりたいと思います。

私どもからは以上でございます。

(組合)

自治労は10月15日を現業・公企統一闘争の山場に、10月16日を統一行動日に設置しています。15日の山場に向け、本日の支部要求・交渉員の意見に対しては、管理運営事項の問題はあるものの不誠実な回答にならないよう、誠意ある回答をお願いします。では、これをもって団体交渉を終了させていただきます。